

目次

序論 織田政権についての研究史と本書の課題…………… 8

一、織田政権についての研究史の整理 11

二、織田政権研究の問題点と本書の課題・構成 19

第I部 足利義昭政権論

第一章 足利義昭政権の構造…………… 30

はじめに 30

1. 足利義昭の上洛 31

2. 足利義昭政権の成立と構成 32

3. 義昭政権の奉行人奉書の発給状況 33

4. 室町幕府奉行人奉書の発給手続きと機能 35

5. 義昭政権の幕臣と織田信長政権との関係 47

おわりに 48

第二章 京都支配における足利義昭政権と織田信長政権…………… 71

はじめに 71

1. 足利義昭政権の構造 72

2. 義昭政権の政治的機能 75

3. 義昭政権と信長政権との関係 77

おわりに 81

第三章 足利義昭政権における相論裁許と義昭の「失政」

——伊勢神宮禰宜職相論の検討を中心として……………87

はじめに 87

1. 伊勢神宮禰宜職相論 88
2. 永禄十二年正月「殿中掟書」と幕府の裁許 98
3. 足利義昭政権におけるその他の相論裁許と信長の対応  
おわりに 105

補論 書評 神田千里著『織田信長』……………109

はじめに 109

1. 信長研究の歴史と本書の位置付け 110
2. 第一章「信長と將軍」と第三章「天下布武」 112
3. 第二章「朝廷との関係」 114
4. 第四章「天下統一」の野望 116
5. 第五章「諸宗教との関係」 117
6. 第六章「『革命児』信長の真実」 119
7. 本書のまとめと特色 120
8. 本書で得られた信長の「鍵」とそれを踏まえた補足・課題点  
おわりに 128

第Ⅱ部 織田信長と足利義昭の政治・軍事的関係

第一章 織田信長と足利義昭の軍事的関係について……………132

はじめに 132

1. 永禄十三年正月「五カ条条書」における「天下之儀」委任 133
2. 「元亀の争乱」の展開 136  
おわりに 147

第二章 京都における織田信長の相論裁許と室町幕府……………152

はじめに 152

1. 信長による公家領の調査と幕臣の違乱 152
2. 曇華院と大慈光院領における相論 157
3. 信長による幕臣への違乱停止 164
4. 「異見十七カ条」にみる義昭の所領政策 168  
おわりに 171

第三章 足利義昭政権滅亡の政治的背景……………175

はじめに 175

1. 元亀末年における「信長包囲網」の形成 176
2. 幕府における幕臣の分裂、信長排撃の動向 180
3. 畿内における政治情勢 185  
おわりに 190

補論 足利義昭の蜂起と「天下静謐」をめぐる抗争……………197

- はじめに 197
  - 1. 元亀末年における「信長包囲網」と朝倉義景 198
  - 2. 「天下静謐」と諸大名 200
  - 3. 義昭・信長・信玄と「天下静謐」 204
  - 4. 義昭の蜂起と信長の対応——二条御所の「御所巻」と幕府存続 209
- おわりに 213

### 第Ⅲ部 永禄・元亀期における織田信長政権の京都支配

第一章 織田信長発給文書と義昭政権……………222

- はじめに 222
  - 1. 織田信長の上洛と「天下」における信長発給文書の概要 223
  - 2. 信長発給文書と室町幕府 233
  - 3. 相論裁許と京都支配における織田家奉行人の政治的役割 262
  - 4. 幕臣による違乱と相論裁許 270
  - 5. 信長による義昭への「異見」と「執申」文言を有する信長文書 278
- おわりに 287

第二章 京都支配における織田家奉行人の基礎的考察……………351

- はじめに 351
- 1. 織田信長政権の京都支配における奉行人関係文書の概要 352

第三章 京都支配における織田信長朱印状と織田家奉行人の政治的役割……………390

- はじめに 390
  - 1. 研究史の整理と問題の所在 391
  - 2. 京都支配における信長の政治姿勢と織田家奉行人の政治的役割 393
  - 3. 美濃在国時の信長による相論裁許と朱印状発給手続き 398
  - 4. 京都における織田家奉行人による相論裁許 404
  - 5. 室町幕府による相論裁許と織田家奉行人 409
- おわりに 414

補論 織田信長発給文書の基礎的考察——武家宛書状・直書の検討による一試論……………420

- はじめに 420
  - 1. 信長の武家宛発給文書の類型化 421
  - 2. 信長文書の段階別発給状況 427
  - 3. 大名・直臣宛文書の比較検討 431
- おわりに 433

## 第Ⅳ部 天正期における織田信長政権の京都支配

### 第一章 村井貞勝発給文書の基礎的考察………

はじめに 442

1. 村井貞勝の名乗り・官途の変遷と花押型の分類 443

2. 無年号文書の年次比定と発給文書の特徴 445

3. 村井貞勝と織田政権の京都支配 449

おわりに 454

### 第二章 村井貞勝の政治的役割………

はじめに 471

1. 所領安堵について 472

2. 諸役賦課・免除について 476

3. 特権免許について 478

4. 警察・裁判について 479

5. 寺社統制について 481

6. 朝廷・公家との交渉について 483

おわりに 486

### 第三章 村井貞勝の「下代」の政治的役割………

はじめに 492

1. 村井貞勝の下代の構成 493

2. 下代の政治的役割 498

3. 本能寺の変後の下代と村井一族の動向  
おわりに 511 508

### 補論 織田信長政権と守護制度………

結論 「天下人」織田信長と「天下静謐」……… 540

一、「天下人」と織田信長 540

二、本書のまとめと課題 542

三、織田信長に関する研究の評価とその後の展望 548

初出一覧 558／あとがき 560／索引

## 序論 織田政権についての研究史と本書の課題

本書は織田信長政権の権力構造について、主として権力形成過程と領国支配構造の一端を考察したものである。

織田信長は天文三年（一五三四）五月の生まれで、明智光秀の謀叛による本能寺の変で弑殺されたのが天正十年（二五八二）六月のため、歴史上では十六世紀の人物である。この時代は、日本の歴史学における政治史的な区分では室町時代と江戸時代の間位置し、時代区分では中世と近世の移行期に該当する<sup>①</sup>。当該期は時の関白近衛尚通が日記に「戦国の世の時の如し」（『後法成寺関白記』永正五年（一五〇八）四月十六日条）と書き記したように、まさしく日常的に合戦が繰り返された戦国動乱の時世であった。今日的には「戦国時代」と称されている。

或いは、天正元年七月の室町幕府滅亡と慶長八年（一六〇三）三月に徳川家康が征夷大將軍に任じられて江戸幕府が開かれる間に位置し、信長が近江国蒲生郡（滋賀県近江八幡市）に築いた安土城を居城地に、信長に続いて覇権を確立した豊臣秀吉が甥の秀次に関白職を譲って太閤になってから山城国紀伊郡（京都府京都市伏見区）に築いた桃山城を隠居所としたことから、それぞれの居城地を政権所在地として「安土・桃山時代」や、両者の姓から「織豊期」と称されている。

信長は尾張・美濃や伊勢を中心的な勢力基盤とした戦国大名だったが、永禄十一年（二五六八）九月に室町幕府第十五代で最後の將軍となる足利義昭に「供奉」して上洛した後は、信長の家臣だった太田牛一が信長の一代記である『原本信長記』に「天下十五年」と記したように<sup>②</sup>、「天下」の支配に深く関わるようになった<sup>③</sup>。信長は自らの覇権を確立するために「天下布武」を標榜して各国に群雄割拠する戦国大名や諸勢力を打倒し、「天下統一」して旧来の秩序を破壊して新しい支配体制を確立することを政治的目標とした「革命児」と評価されてきた<sup>④⑤</sup>。

戦国時代の始まりは、研究者によって定義が異なっている。そのうちのひとつとして、応仁元年（二四六七）に起こった「応仁・文明の乱」が挙げられる<sup>⑥</sup>。室町幕府の第八代將軍足利義政は、後継者がいなかったことから弟の義視を継嗣に指名していた。しかしその後、実子の義尚が生誕したことから將軍家の後継をめぐる争いと、各守護家における家督争いとも相俟って、幕府の管領を務めていた細川勝元を中心として義視を推す東軍と、義尚を推す山名持豊（宗全）の西軍の勢力に分裂し、文明九年（二四七七）に争いが終息するまで約十年にわたって抗争が繰り返された。

この争乱は政治的に三つの影響を及ぼしたとされている。一つは、將軍が争乱を止めることができなかつたことから、求心力が低下して權威が著しく失墜したことである。二つ目は、それまで各国に補任されている守護は在京して將軍に供奉していたが、それが停止されることになった。これによって守護は任じられた国に滞在することとなり、地域における支配の強化が進展することとなった。さらに三つ目として、上京して争乱に関わつた守護は勢力を弱めることになり、在地における地域権力の台頭を招いたとされる。戦国大名の出自は様々な形態があるが、將軍の權威が失墜したことで幕府の権力が弱体化し、中央政権としての機能が喪失したことから権力が分散化される事態が生じた。これによって守護が実力で地域支配を展開するようになり、或いは在地で勢力を拡張した地域権力が郡規模から一国にまで、さらには複数国以上にもわたって実力によって支配するまで広域的に勢力を拡大化させるようになった。このような政治権力は、今日的には「戦国大名」と定義されている<sup>⑦</sup>。中央における抗争が地域権力の形成に影響をもたらし、動乱が各地で展開される一因になったと考えられている。

さらに、明応二年（一四九三）には戦国乱世を象徴するような「明応の政変」が起こった。応仁・文明の乱を終息させた管領の細川政元は、第十代將軍の足利義材（のちに復職して義種）を京都から追放して、義澄を新將軍に擁立する<sup>⑧</sup>。本来であれば將軍から任命される下位の管領が、上位の將軍を廃位・擁立するという逆転現象が生じたこの政変は、下剋上を象徴する出来事とされている。これによって將軍は傀儡的な存在となり<sup>⑨</sup>、以後は管領細川氏が実権を

掌握して「細川京兆専制」と称される政治体制を築いた。<sup>10)</sup>さらに、細川氏は同族間で権力争いを展開したことから勢力が弱体化し、細川氏の家宰だった三好氏が台頭する。足利将軍はこれらの勢力と抗争するが、京都から逐われることとなった。将軍を放逐した三好長慶は、幕府の権力を必要としない独自の覇権を確立したとして信長に先行する最初の「天下人」とされ、「三好政権」は「プレ統一政権」として高く評価されている。<sup>11)</sup>

それまで東海地域の戦国大名だった信長が室町幕府足利将軍家の義昭に「供奉」して上洛することになる政治的背景には、このような畿内における将軍家と細川氏・三好氏による中央における覇権争いがあったのだ。<sup>12)</sup>

信長を主体とした政治権力は学術上「織田政権」や「信長政権」とされ、或いは確たる政治体制を確立し得ていないとして「織田権力」と称されている。<sup>13)</sup>これについて、本書では「織田信長政権」としているが、これは信長の勢力拡大による発展段階の時期区分に基づいたものである。織田政権の時期区分は、①濃尾平野を中心に領国支配を行っていた永禄十一年九月までの段階、②足利義昭を擁して上洛後、義昭を追放する元亀四年（一五七三）七月までの段階、③室町幕府滅亡以降の段階、の三つに時期区分されている。<sup>14)</sup>このうち本書では、③をさらに「元亀」から「天正」に改元する天正元年七月二十八日以降、旧幕府方勢力や大坂本願寺などの反信長勢力を征圧する同三年までの段階と、④天正四年に安土城を築いて「天下」の支配体制を構築した以降に分けることとする。本書では、②③段階の上洛前の地域権力だった戦国大名織田氏から、義昭を追放して自らが覇権を確立するに至る④までの過渡的段階における政治権力を「織田信長政権」とし、「統一政権」として認識されてきた織田政権を一括してこれまでの呼称に基づいて「織田政権」とする。本書では永禄十一年九月から天正三年までの時期・段階を主たる検討対象とし、天正四年以降の「織田政権」の成立過程について考察することを目的としている。

なお、本書は主として筆者が一九九〇年代半ばから二〇一〇年代半ばまでの約二十年間にわたって著してきた研究論文を基とし、それに新稿四編を加えて本論として編集した論文集である。したがって、各章は元はそれぞれ独立した論文だったことから、問題関心は各論文執筆時の学際的な研究動向を背景としている。次章で「織田政権」に関するこれまでの研究史を整理して問題点を提示し、本書の研究史上における位置付けを行うが、ここでは主として原形論文執筆時の二〇〇〇年代までの研究史について述べる。基本的には年代順としているが、後年でも関連した研究はまとめて記した。それ以降の研究史については本論各章の「はじめに」で述べており、結論にて本書のまとめを論じる際に触れることとする。また、研究史に関しては概説書も含め膨大な研究があるため概略的な性格のものとなっており、特に本書に深く関わる諸説を示したものであることをあらかじめお断りしておく。<sup>15)</sup>

## 一、織田政権についての研究史の整理

近年の高等学校検定教科書で織田信長は、『天下布武』の印判を使用して天下を武力によって統一する意志を明らかにして「伝統的な政治や経済の秩序・権威を克服して、関所などの撤廃など新しい支配体制をつくることをめざした」<sup>16)</sup>（『詳説日本史』山川出版社、二〇〇二年）と説明されており、これに基づいて学校教育が行われている。教科書のみならず、多くの概説書でも「近世の始まり」や「近世の幕開け」は西洋における航海技術の発達による大航海時代の到来から記され、鉄砲やキリスト教などの西洋の文化が新しく日本にもたらされたことから始まっている。信長は、それに強い関心を抱いて理解を示した開明的な合理主義者とされる。そして、学校教科書の説明にあるように既存の政治的権威である朝廷・幕府・宗教勢力や経済などの旧来の秩序に挑戦し、各国の戦国大名を討ち滅ぼして日本全国を平定すること、すなわち「天下統一」して新しい支配体制を築くことを目指したとされている。このようなわば「信長革命児史観」は、戦前にまで遡ることができる。

明治・大正期の近代歴史学の黎明期における当該期の学術研究の原点ともいべき論文は、渡辺世祐氏の業績とい

える。<sup>①</sup>渡辺氏は学術雑誌『史学雑誌』に信長と義昭に関する二本の論文を執筆し、それまで軍記物語でしか語られてこなかった信長について、古文書・古記録の一次史料を駆使して実証的にかつ両者の関係性を客観的に論じ、優れた研究論文を著した。

同時期の研究としては、徳富蘇峰氏が名著『近世日本国民史』を著し、その始まりが『織田氏時代』であることから、信長が歴史上活躍する時期を明確に近世の始期に位置付けた。<sup>②</sup>そして徳富氏は、中世の政治権力だった室町幕府の將軍足利義昭と信長を対比して論じた。ここでは両者について、「義昭の目的は、室町將軍家の再興」で「信長の目的は、天下統一」であり、信長は「ただ旗を洛中に入る方便として、彼を奉じたのにすぎぬ」「一切の自由を剥奪し、ただ將軍の虚名と、空位とのみを与え措き」「義昭の手中より、政権全部を信長に引き渡した」と述べている。

また、大正期においては田中義成氏の研究もあり、田中氏の講義をまとめて著された『織田時代史』において、「信長賊を討つと称し、義昭を仮りて天下に号令せんとするに過ぎず」「其実権は信長に帰して義昭は唯虚名を擁したるに過ぎ」なかつたと述べられている。<sup>③</sup>また、義昭追放後の「天正」への年号改元に則して信長を「抑信長が義昭を逐い、京都に凱旋し、俄に改元を奏請せるは、此時を以て信長は全く足利氏に代りしものなれば、其真意は革命的意義を以て、年号を改めたるものと見るを得べし、故に足利幕府と織田時代との時期を画するには、実に此時を以てすべきなり」と記されている。

以上のように、戦前より、信長の目的は天下統一で、そのための上洛の名目として義昭を利用し、義昭政権は信長の天下への号令のために利用された実権のない「傀儡」政権」と述べられており、田中氏の言説にあるように信長は「革命児」として室町幕府を打倒しなければならぬ存在とされてきた。<sup>④</sup>したがって、「義昭傀儡論」もこの時から形成されたと言える。これらの見解は戦後歴史学において既成概念として享受され、信長・義昭両者を研究した奥野高広氏・桑田忠親氏・脇田修氏らによって継承されて論じられたことから通説として認知されるに至り、今日における

定説になったといえる。つまり、それ自体が明治期以来およそ百年にわたって語り継がれてきた「歴史」であり、戦前からの「遺産」だったと言つてよい概念だったのである。

信長については、当時の学会の潮流であった皇室崇敬に基づいた「皇国史観」に依拠して「勤王家」として評価された。一方の幕府については、渡辺氏が「朝廷では室町幕府の衰微に伴うて後柏原天皇以来式微の極に達して」いたと論じた。田中氏は「当時幕府の威令地に落ち、天下又幕府の存在を認めず」と述べ、幕府の権威が失墜したことから人心を集攬できなくなり、対して信長は皇室を奉戴することによって「海内を一統」し「安土時代」を築いたと論じた。徳富氏も、信長は「皇室をもって天下統一の中樞と為し」「天皇の御国たらしめた」と述べている。また、信長の父の織田信秀も朝廷に献金していることから織田家は父の代からの勤王家であり、信長も朝廷を保護した勤王家として評価された。このように、幕府は衰微したことから朝廷の式微を招くことになって権威が失墜したとされ、対照的に信長は皇室を支えたことから「天下統一」が達成できたと述べられた。

以上のように、戦前の歴史学において信長は、前代の義昭との政治的關係が当時の学会の潮流であった皇国史観に基づいて述べられた。信長は朝廷を尊崇する「勤王家」で、天皇の威光の基で「天下統一」を達成することが目的であり、既存の中世の政治権力で朝廷を式微させた室町幕府を倒す革命的な政治家とされたのである。

戦後歴史学においては、戦前の皇国史観から脱却して日本国家の成り立ちや国家権力の機構を具体的・客観的に問題として捉える国家論が議論され、中世については中世国家論が、近世については幕藩体制論が議論された。また、戦前からの封建制論について、「初期絶対主義説」「封建制再編成説」「純粋封建制成立説」など封建制の変質が論点となり、<sup>⑤</sup>中世と近世の画期をめぐる議論が展開された。ここでは家父長制的奴隸制からの「小農民自立」が争点となり、貫高制・太閤検地の検地をめぐる評価や、幕府・守護・戦国大名の権力構造を明らかにすることが議論された。

前者については、黒田俊雄氏が鎌倉幕府の成立によって武家政権が確立したことから、それまでの公家政権と寺社